

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規則

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 5 月 8 日 規則 第 27 号

2015 年 2 月 2 日 技術委員会 審議

2015 年 2 月 23 日 理事会 承認

2015 年 4 月 22 日 国土交通大臣 認可

2015 年 5 月 8 日 規則 第 27 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 船級符号への付記

-1. 登録規則 2.1.3-2.に基づいて、8 編 3 章に規定する二酸化炭素放出抑制指標が、当該船舶に適用されるフェーズの削減率よりも厳しいフェーズの削減率を採用した場合の要求値を満足する船舶に対し、「*Energy Efficiency Design Index-phaseX*」（略号：*EEDI-pX*，ただし、*X*は採用したフェーズを示す。）を船級符号に付記する。

-2. 登録規則 2.1.3-2.に基づいて、8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足する機関を備え、窒素酸化物放出規制海域における航行が可能な船舶に対し、「*Nitrogen Oxides Emission-TierIII*」（略号：*NOx-III*）を船級符号に付記する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連）

2.1.2 設備要件

-1.を次のように改める。

-1. ディーゼル機関には、次の-2.に従って計測及び算定された窒素酸化物放出量が当該機関の連続最大回転数（鋼船規則 A 編 2.1.24 に掲げるものをいう。以下同じ。）において表 8-1(a)から(c)に掲げる許容限度を超えないように、承認された原動機取扱手引書に記載された窒素酸化物低減装置を備えるか又は本会が適当と認める窒素酸化物低減方法を実施しなければならない。

(1) 2000 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載されるディーゼル機関

(a) 1 次規制

ディーゼル機関の搭載される船舶の起工日が 2000 年 1 月 1 日以降で 2011 年 1 月 1 日より前である場合

表 8-1(a) 窒素酸化物放出量最大許容限度（1 次規制）

連続最大回転数 N_0 (rpm)	窒素酸化物放出量最大許容限度 (g/kWh)
$N_0 < 130$	17.0
$130 \leq N_0 < 2000$	$45.0 \times N_0^{(-0.2)}$
$2000 \leq N_0$	9.8

(b) 2 次規制

ディーゼル機関の搭載される船舶の起工日が 2011 年 1 月 1 日以降である場合

表 8-1(b) 窒素酸化物放出量最大許容限度（2 次規制）

連続最大回転数 N_0 (rpm)	窒素酸化物放出量最大許容限度 (g/kWh)
$N_0 < 130$	14.4
$130 \leq N_0 < 2000$	$44.0 \times N_0^{(-0.23)}$
$2000 \leq N_0$	7.7

(c) 3 次規制

~~ディーゼル機関の搭載される船舶の起工日が 2016 年 1 月 1 日以降であり、窒素酸化物放出規制海域を航行する場合。ただし、長さが 24m 未満のレクリエーションを目的として、専らレジャーの用に供せられる船舶、及び合計出力が 750kW 未満であって、船舶の設計上及び建造上の制約により、表 8-1(c)に掲げる条件を満たすことができないと主管庁が認める船舶に搭載されるディーゼ~~

~~ル機関を除く。~~

ディーゼル機関が、次のいずれかの船舶に搭載され、該当する窒素酸化物放出規制海域において運転が行われる場合

- i) 1.1.2(14)(a)及び(b)に規定する窒素酸化物放出規制海域を航行し、かつ、起工日が2016年1月1日以降である船舶
- ii) 1.1.2(14)(a)及び(b)に規定する海域以外の窒素酸化物放出規制海域を航行し、かつ、起工日が当該規制海域の設定日以後の指定された日以降である船舶

表 8-1(c) 窒素酸化物放出量最大許容限度（3次規制）

連続最大回転数 N (rpm)	窒素酸化物放出量最大許容限度 (g/kWh)
$N_0 < 130$	3.4
$130 \leq N_0 < 2000$	$9.0 \times N_0^{(-0.2)}$
$2000 \leq N_0$	2.0

(d) 次に掲げる船舶には(c)の規定を適用しない。

- i) 長さが24m未満のレクリエーションを目的として、専らレジャーの用に供せられる船舶
- ii) 合計推進出力が750kW未満であって、船舶の設計上及び建造上の制約により、表 8-1(c)に掲げる条件を満たすことができないと日本国政府が認める船舶
- iii) 長さが24m以上かつ総トン数が500トン未満のレクリエーションを目的として、専らレジャーの用に供せられる船舶であって、起工日が2021年1月1日より前であるもの

(2) 2000年1月1日以降に主要な改造が行われるディーゼル機関

ディーゼル機関の同一でない機関への交換、又は追加設置に対しては、機関の交換又は追加が行われる時期の基準を適用しなければならない。ただし、~~2016年1月1日以降の機関の交換については、表 8-1(c)に適合できないと日本国政府が認めた場合は表 8-1(b)の基準を適用することができる。~~この場合、機関の交換が表 8-1(c)に適合できないとする判断基準についてはIMOにより策定されたガイドラインによる。

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.1 一般

3.1.1 を次のように改める。

3.1.1 適用（附属書 VI 第 19 規則関連）

-1. 本章の規定は、日本国領海等（日本国の内水、領海又は排他的経済水域）のみを航行する船舶以外の船舶であって、総トン数 400 トン以上のものに適用する。ただし、機械的方法による推進を行わない船舶並びに推進機関の有無にかかわらず FPSO、FSU 及び堀削リグを含むプラットフォームを除く。

-2. 前-1.にかかわらず、3.2 及び 3.3 の規定はディーゼル発電による電気推進、タービン推進又はハイブリッド推進船次に掲げる船舶には適用しない。

(1) 非従来型の推進装置を有する船舶（ただし、2019 年 9 月 1 日以降に引き渡されるクルーズ客船及び LNG 運搬船を除く。）

(2) 砕氷能力を有する貨物船

-3. （省略）

3.1.2 を次のように改める。

3.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則関連）

本章で使用する用語は次に掲げるものとする。

((1)から(4))は省略)

(5) 「ガス運搬船」とは、液化ガスをばら積で運送するために建造使用される貨物船をいう。ただし、(17)に規定される LNG 運搬船を除く。

((6)から(16))は省略)

(17) 「LNG 運搬船」とは、液化天然ガス (LNG) をばら積で運送するために建造使用される貨物船をいう。

(18) 「クルーズ客船」とは、航海上で宿泊施設における商業的な旅客輸送のために設計された貨物甲板を持たない旅客船をいう。

(19) 「従来型推進」とは、往復動内燃機関を原動力として、直接又は歯車装置を介して推進軸に連結する推進方法をいう。

(20) 「非従来型の推進」とは、従来型推進以外の推進方法をいい、ディーゼル発電推進、タービン推進又はハイブリッド推進を含む。

(21) 「砕氷能力を有する貨物船」とは、少なくとも 500 kPa の氷曲げ強度を有する氷厚 1.0 m 以上の平坦氷において、少なくとも 2 knot の速度で単独で砕氷するように設計された貨物船をいう。

(22) 2019 年 9 月 1 日以降に引き渡される船舶とは、次のいずれかをいう。

(a) 2015 年 9 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶

(b) 建造契約がない船舶にあつては、2016 年 3 月 1 日以降にキールが据え付けられた船舶又は同様の建造段階にある船舶

(c) 2019 年 9 月 1 日以降に引き渡される船舶

3.2 二酸化炭素放出抑制指標（附属書 VI 第 20 規則関連）

-1.を次のように改める。

-1. 次の船舶における二酸化炭素放出抑制指標は、本会が適当と認める指針に従って本会又は日本国政府の確認を受けなければならない。

- (1) **3.1.2(4)から(14), (17)及び(18)**のいずれかに該当する新船
- (2) **3.1.2(4)から(14), (17)及び(18)**のいずれかに該当し、かつ主要な改造が行われた新船
- (3) **3.1.2(4)から(14), (17)及び(18)**のいずれかに該当し、かつ主要な改造が行われた新船又は現存船であって、その改造の程度が大きく、日本国政府により新たに建造される船舶とみなされる場合。

3.3 二酸化炭素放出抑制指標規制値（附属書 VI 第 21 規則関連）

-1.を次のように改める。

-1. 次の船舶における二酸化炭素放出抑制指標は、次式で表される二酸化炭素放出抑制指標規制値を超えてはならない。

- (1) **3.1.2(4)から(10), (12)から(14), (17)及び(18)**のいずれかに該当する新船
- (2) **3.1.2(4)から(10), (12)から(14), (17)及び(18)**のいずれかに該当し、かつ主要な改造が行われた新船
- (3) **3.1.2(4)から(10), (12)から(14), (17)及び(18)**のいずれかに該当し、かつ主要な改造が行われた新船又は現存船であって、その改造の程度が大きく、日本国政府により新たに建造される船舶とみなされる場合

二酸化炭素放出抑制指標規制値 = $(1-X/100) \times$ リファレンスライン値

ここで、

X : 表 8-8 に示すリファレンスライン値からの削減率

リファレンスライン値 : $a \times b^{-c}$

a, b 及び c : 表 8-9 に示す値

表 8-8 を次のように改める。

表 8-8 二酸化炭素放出抑制指標に関する適用日とリファレンスラインからの削減率

船種	船舶のサイズ (DWT)	削減率(%)			
		Phase 0	Phase 1	Phase 2	Phase 3
		2013 年 1 月 1 日 - 2014 年 12 月 31 日	2015 年 1 月 1 日 - 2019 年 12 月 31 日	2020 年 1 月 1 日 - 2024 年 12 月 31 日	2025 年 1 月 1 日
ばら積貨物船	20,000 DWT -	0	10	20	30
	10,000 - 20,000 DWT	非適用	0-10 ^{※(1)}	0-20 ^{※(1)}	0-30 ^{※(1)}
ガス運搬船	10,000 DWT -	0	10	20	30
	2,000 - 10,000 DWT	非適用	0-10 ^{※(1)}	0-20 ^{※(1)}	0-30 ^{※(1)}
タンカー	20,000 DWT -	0	10	20	30
	4,000 - 20,000 DWT	非適用	0-10 ^{※(1)}	0-20 ^{※(1)}	0-30 ^{※(1)}
コンテナ船	15,000 DWT -	0	10	20	30
	10,000 - 15,000 DWT	非適用	0-10 ^{※(1)}	0-20 ^{※(1)}	0-30 ^{※(1)}
一般貨物船	15,000 DWT -	0	10	15	30
	3,000 - 15,000 DWT	非適用	0-10 ^{※(1)}	0-15 ^{※(1)}	0-30 ^{※(1)}
冷凍運搬船	5,000 DWT -	0	10	15	30
	3,000 - 5,000 DWT	非適用	0-10 ^{※(1)}	0-15 ^{※(1)}	0-30 ^{※(1)}
兼用船	20,000 DWT -	0	10	20	30
	4,000 - 20,000 DWT	非適用	0-10 ^{※(1)}	0-20 ^{※(1)}	0-30 ^{※(1)}
<u>LNG 運搬船⁽³⁾</u>	<u>10,000 DWT -</u>	<u>非適用</u>	<u>10⁽²⁾</u>	<u>20</u>	<u>30</u>
<u>Ro-ro 貨物船</u> <u>(自動車運搬船)⁽³⁾</u>	<u>10,000 DWT -</u>	<u>非適用</u>	<u>5⁽²⁾</u>	<u>15</u>	<u>30</u>
<u>Ro-ro 貨物船⁽³⁾</u>	<u>2,000 DWT -</u>	<u>非適用</u>	<u>5⁽²⁾</u>	<u>20</u>	<u>30</u>
	<u>1,000-2,000 DWT</u>	<u>非適用</u>	<u>0-5⁽¹⁾⁽²⁾</u>	<u>0-20⁽¹⁾</u>	<u>0-30⁽¹⁾</u>
<u>Ro-ro 旅客船⁽³⁾</u>	<u>1,000 DWT -</u>	<u>非適用</u>	<u>5⁽²⁾</u>	<u>20</u>	<u>30</u>
	<u>250-1,000 DWT</u>	<u>非適用</u>	<u>0-5⁽¹⁾⁽²⁾</u>	<u>0-20⁽¹⁾</u>	<u>0-30⁽¹⁾</u>
<u>非従来型推進を有する</u> <u>クルーズ客船⁽³⁾</u>	<u>85,000 GT -</u>	<u>非適用</u>	<u>5⁽²⁾</u>	<u>20</u>	<u>30</u>
	<u>25,000-85,000 GT</u>	<u>非適用</u>	<u>0-5⁽¹⁾⁽²⁾</u>	<u>0-20⁽¹⁾</u>	<u>0-30⁽¹⁾</u>

- ※ (注) 1. 削減率は、船舶の大きさにより 2 つの値の間で線形補間すること。低い削減率が小さい船舶のサイズに対応する。
2. Phase1 は、2015 年 9 月 1 日から開始する。
3. 削減率は、3.1.2(22)に規定される 2019 年 9 月 1 日以降に引き渡される船舶に適用する。

表 8-9 を次のように改める。

表 8-9 船種毎のリファレンスライン決定定数

3.1.2 に定義される船種	<i>a</i>	<i>b</i>	<i>c</i>
(4) ばら積貨物船	961.79	載貨重量トン数 (DWT)	0.477
(5) ガス運搬船	1120.00		0.456
(6) タンカー	1218.80		0.488
(7) コンテナ船	174.22		0.201
(8) 一般貨物船	107.48		0.216
(9) 冷凍運搬船	227.01		0.244
(10) 兼用船	1219.00		0.488
(12) Ro-ro 貨物船 (自動車運搬船)	$\frac{\text{DWT/GT} < 0.3 \text{ の場合, } (\text{DWT/GT})^{0.7} \times 780.36}{\text{DWT/GT} \geq 0.3 \text{ の場合, } 1812.63}$		0.471
(13) Ro-ro 貨物船	1405.15		0.498
(14) Ro-ro 旅客船	752.16		0.381
(17) LNG 運搬船	2253.7	総トン数 (GT)	0.474
(18) 非従来型推進を有する クルーズ客船	170.84		0.214

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2015 年 5 月 8 日から施行する。

2 編 検 査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 構造及び設備の検査

-2.を次のように改める。

-2. 油タンカーのばら積みの油による海洋汚染防止のための設備に対して、次に掲げる項目の検査を行う。

((1)から(5)は省略)

(6) 区画及び復原性（附属書 I 第 27 規則及び第 28 規則関連）

(a) 前(5)項の設備の他、浸水の進行を防ぐための設備が適当なものであることの確認

(b) 3 編 3.2.2 の規定により復原性計算機を備える場合には、計算機取扱説明書を備え付けられていることの確認及び当該船舶への備え付け時に復原性計算機の機能確認

((7)から(9)は省略)

3 章 定期的検査

3.1 年次検査

3.1.2 構造及び設備の検査

-2.(9)として次の 1 号を加える。

-2. 油タンカーのばら積みの油による海洋汚染防止のための設備に対して、次に掲げる項目の検査を行う。

((1)から(8)は省略)

(9) 復原性計算機（附属書 I 第 28 規則関連）

3 編 3.2.2 の規定により復原性計算機を備える場合には、復原性計算機の計算機能の確認

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3 章 ばら積みの油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3.2 船体構造

3.2.2 区画及び復原性（附属書 I 第 27 規則及び第 28 規則関連）

-8.から-11.として次の 4 項を加える。

-8. 本編の適用を受ける船舶は、非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件への適合を検証するため、IMO が策定した性能基準を参考として本会により承認された復原性計算機を備え付けなければならない。

-9. 前-8.の規定にかかわらず、2016 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶に備え付けられている復原性計算機は交換する必要は無い。この場合、当該復原性計算機は、本会が適当と認めるところにより非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件への適合を検証できるものでなければならない。

-10. 前-8.又は-9.の規定により復原性計算機を備える場合には、本会により発行された計算機の承認証明書を船上に保持しなければならない。

-11. 次に掲げる船舶にあっては、本会が本船上の非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件の検証手順によって承認された積付状態と同等の安全性が保持されると認める場合に、前-8.から-10.の要件を免除することができる。

- (1) 前-5.の要件に従って予想されるすべての積付状態が復原性に関する資料において承認されており、専ら当該積付状態の範囲における運送に従事する船舶
- (2) 本会により承認された手段により遠隔で復原性要件が検証される船舶
- (3) 承認された範囲の積付状態で運航される船舶
- (4) 2016 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であって、適用されるすべての非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件を満足する承認された許容 KG 又は GM 曲線を有するもの

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2016 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、従前の例によることができる。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 5 月 8 日 達 第 28 号

2015 年 2 月 2 日 技術委員会 審議

2015 年 5 月 8 日 達 第 28 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 構造及び設備の検査

-7.及び-8.を次のように改める。

-7. 規則 2 編 2.1.3-5.(5)(a)にいう「本会が別に定める試験」とは, *IMO* 決議 MEPC.76(40) 又は MEPC.244(66) (その後の改正を含む。) の 7.2 に掲げる試験をいう。なお, 当該試験は日本舶用品検定協会 (以下, 「*HK*」という。) が交付した証明書による確認に替えることができる。

-8. 規則 2 編 2.1.3-5.(5)(c)にいう「本会が別に定める試験」とは, *IMO* 決議 MEPC.76(40) 又は MEPC.244(66) (その後の改正を含む。) の 7.3 に掲げる試験をいう。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.4 船舶発生油等焼却設備（附属書 VI 第 16 規則関連）

-3.を次のように改める。

-3. 規則 8 編 2.4-1.(2)(a)にいう「本会が適当と認める構造を有するもの」とは、*IMO* 決議 MEPC.76(40)及びサセキニラ~~MEPC.1/Circ.793~~又は MEPC.244(66)（その後の改正を含む。）の規定に適合するものであって、*HK* の検査に合格したことを示す刻印（又はゴム印）及び国土交通大臣が交付した型式承認書の写しを有するものをいう。

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.1 一般

3.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則関連）

-1.を次のように改める。

-1. 規則 8 編 3.1.2(3)にいう「主要な改造」については、本会又は日本国政府が特に指示する場合を除き、以下を原則とする。

- (1) 規則 8 編 3.1.2(3)(a)にいう、「船舶の寸法、容量、機関出力の実質的な変更」とは、例えば船舶の垂線間長や乾舷長さの変更、乾舷の増加（一時的な増加を除く。）、主機出力の合計の 5%以上の増加等をいう。ただし、これらに限定するものではない。
- (2) 船舶の要目が変更される場合（特に、主機出力の合計が変更される場合）は、当該変更による二酸化炭素放出抑制指標への影響について評価を行うこと。

3.2 二酸化炭素放出抑制指標（附属書 VI 第 20 規則関連）

-2.を次のように改める。

-2. 規則 8 編 3.2-3.にいう「本会が適当と認める指針」とは、“~~2012~~2014 Guidelines on the Method of Calculation of the Attained Energy Efficiency Design Index (EEDI) for New Ships (IMO Res.MEPC.~~212(63)~~245(66))”（その後の改正を含む。）及び IACS Procedural Requirement (PR) No.38“*Procedure for calculation and verification of the Energy Efficiency Design Index (EEDI)*”をいう。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2015 年 5 月 8 日から施行する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期

-4.として次の 1 項を加える。

-4. 復原性計算機

規則 3 編 3.2.2-8.から-11.の適用を受ける船舶であって、2016 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった油タンカーにあっては、2016 年 1 月 1 日以降の最初に予定されている定期検査の時期（ただし、2021 年 1 月 1 日を超えてはならない。）までに、規則 3 編 3.2.2-8.から-11.の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 構造及び設備の検査

-2.を次のように改める。

-2. 油タンカーのばら積みの油による海洋汚染防止のための設備に対する検査の具体的な実施方法は、次の(1)から~~(7)~~(8)に定めるとおりとする。

((1)から(7)は省略)

(8) 規則 2 編 2.1.3-2.(6)(b)の復原性計算機の取扱説明書及び復原性計算機の機能確認については、IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章によること。

3 章 定期的検査

3.1 年次検査

3.1.2 構造及び設備の検査

-2.を次のように改める。

-2. 油タンカーのばら積みの油による海洋汚染防止のための設備に対する検査の具体的な実施方法は、次の(1)から~~(3)~~(4)に定めるとおりとする。

((1)から(3)は省略)

(4) 規則 2 編 3.1.2-2.(9)にいう計算機能の確認については、IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章の年次検査に関する規定によること。

3.3 定期検査

3.3.2 構造及び設備の検査

-4.として次の 1 項を加える。

-4. 規則 2 編 3.3.2-2.の適用上、3.1.2-2.(4)の規定にかかわらず、規則 2 編 3.1.2-2.(9)にいう計算機能の確認については、IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章の更新検査に関する規定によること。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3 章 ばら積みの油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3.2 船体構造

3.2.2 区画及び復原性

-11.及び-12.として次の2項を加える。

-11. 規則 3 編 3.2.2-8.の規定にいう「IMO が策定した性能基準」とは、次の(1)から(3)に掲げるものをいう。

- (1) IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章
- (2) MSC.1/Circ.1229 “Guidelines for the Approval of Stability Instruments” の附属書 4 節
- (3) MSC.1/Circ.1461 “Guidelines for Verification of Damage Stability Requirements for Tankers” の 1 編に規定される技術要件

-12. 規則 3 編 3.2.2-11.の適用上, MSC.1/Circ.1461 “Guidelines for Verification of Damage Stability Requirements for Tankers” の 2 編に規定される運航ガイダンスを参照すること。

附 則（改正その 3）

- 1. この達は、2016 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、従前の例によることができる。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。